

(3) 担当部署

計画の 担当部署	名称	運営企画室	
	連絡先	電話番号	03-5567-1108
		ファクシミリ番号	03-3940-5610
		電子メールアドレス	tk-kikaku@npb.go.jp
公表の 担当部署	名称	運営企画室	
	連絡先	電話番号	03-5567-1108
		ファクシミリ番号	03-3940-5610
		電子メールアドレス	tk-kikaku@npb.go.jp

(4) 地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	<input checked="" type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス： http://www.npb.go.jp/
	<input type="checkbox"/> 窓 口 で 閲 覧	閲覧場所：
		所在地：
		閲覧可能時間
	<input type="checkbox"/> 冊 子	冊子名：
	入手方法：	
<input type="checkbox"/> そ の 他		

(5) 指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009 年度	事業所の 使用開始年月日	◎平成18年3月31日以前
特定地球温暖化対策事業所	2009 年度		○平成18年4月1日 以降

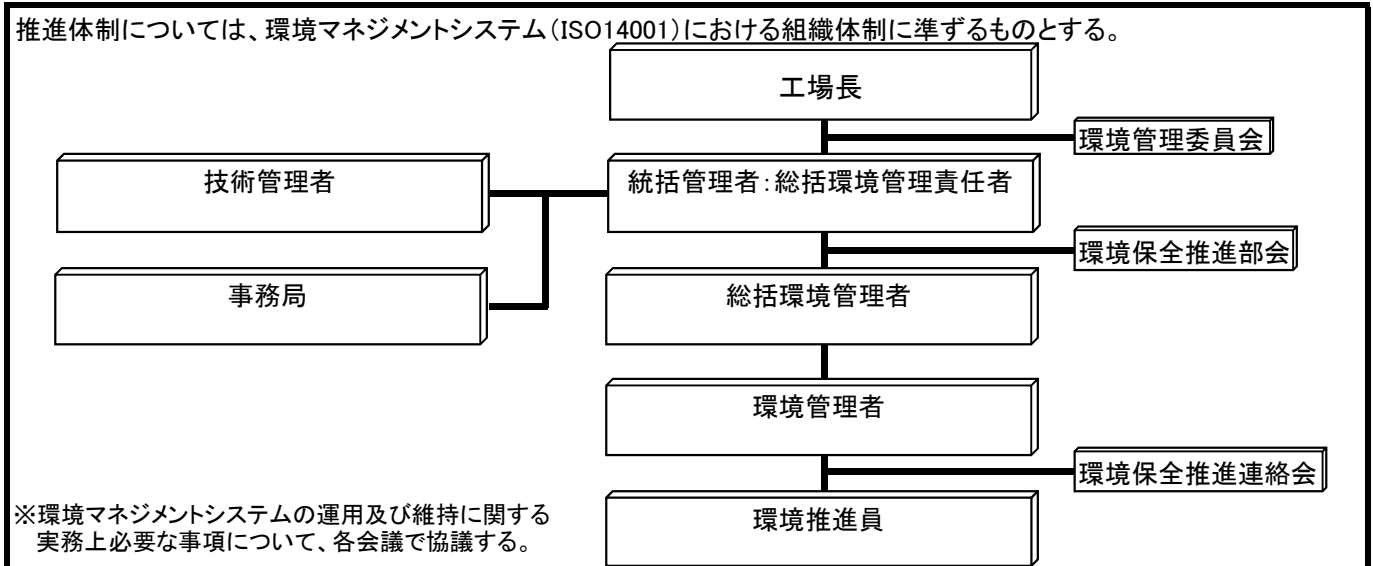
2 地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

当工場のISO14001環境マネジメントシステムの環境方針において、以下のとおり基本理念及び行動指針を定め、毎年数値削減目標を設定し実行している。

【基本理念】滝野川工場は、日本銀行券・諸証券類の製造によって生じる環境負荷の低減に継続的に努め、地球環境に配慮した持続可能な社会の実現に貢献する。

【行動指針】この基本理念を実現するため、環境マネジメントシステムの確実な運用と継続的改善を図り、次の事項について重点的に取り組む。「1 環境法規制等の順守」、「2 環境汚染の防止」、「3 省資源・省エネルギーを推進し、温室効果ガス排出量の抑制」、「4 廃棄物の減量」、「5 職員等の環境保全意識向上のための啓蒙活動」、「6 地域とのコミュニケーション」

3 地球温暖化の対策の推進体制



4 温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1) 現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2010 年度から 2014 年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	環境マネジメントシステムに則り省エネ対策を確実に運用しながら、設備投資対策を実施することにより、総量削減義務（6%見込み）以上の削減を目指す。		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	当事業所から排出される特定温室効果ガス以外のガス（その他ガス）は、水道の使用及び下水道への排水に伴う二酸化炭素の排出が主体となっていることから、節水を行うことで、その他ガスを削減する。		
削減義務の概要	基準排出量	8,114 t（二酸化炭素換算）/年	削減義務	Ⅱ
	排出上限量（削減義務期間合計）	38,140 t（二酸化炭素換算）	平均削減	6.0%

(2) 次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2015 年度から 2019 年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	都環境確保条例の動向等を見極めながら、次期の削減目標を設定する。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	引き続き節水を行うことで、その他ガスを削減に取り組む。

5 温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1) 温室効果ガス排出量の推移

単位：t（二酸化炭素換算）

		2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
特定温室効果ガス（エネルギー起源CO ₂ ）		7,427	7,535	7,319		
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO ₂ ）					
	メタン（CH ₄ ）					
	一酸化二窒素（N ₂ O）					
	ハイドロフルオロカーボン（HFC）					
	パーフルオロカーボン（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF ₆ ）					
上水・下水		54	52	48		
合計		7,481	7,587	7,367		

(2) 建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

		2009 年度	2010 年度	2011 年度	年度	年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量		84.9	86.2	83.7		

6 総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1) 基準排出量の算定方法

<input checked="" type="radio"/> 過去の実績排出量の平均値	基準年度：（2003年度、2004年度、2005年度）
<input type="radio"/> 排出標準原単位を用いる方法	
<input type="radio"/> その他	算定方法：（ ）

(2) 基準排出量の変更

変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3) 削減義務率の区分

削減義務率の区分	Ⅱ
----------	---

(4) 削減義務期間

2010 年度から	2014 年度まで
-----------	-----------

(5) 優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6) 年度ごとの状況

単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量 (A)	8,114	8,114	8,114	8,114	8,114	40,570
	削減義務率 (B)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	
	排出上限量 (C = $\Sigma A - D$)						38,140
	削減義務量 (D = $\Sigma (A \times B)$)						2,430
実績	特定温室効果ガス排出量 (E)	7,535	7,319				14,854
	排出削減量 (F = A - E)	579	795				1,374

(7) 特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

前制度から続いている設備投資による温室効果ガス抑制対策や環境マネジメントシステムの運用による効果が見られ、特定温室効果ガスの排出量が減少した。

7 温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策 No	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分 番号	区分名称			
1	320300	32_放射・伝熱等による熱の損失の防止に関する措置	印刷棟用蒸気配管の改修・保温強化	2009年度より実施	蒸気管サイズ変更（125A→80A）及び経路変更
2	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	照明器具のインバータ化	2009年度より実施	一部、LED照明を採用
3	380700	38_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	照明器具等改修	2010年度より実施	構内水銀灯改修・一部ソーラー照明灯を採用
4	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	本館冷水ポンプのインバータ化	2011年度より実施	
5	490200	49_その他の削減対策	フォークリフトの電動化	2011年度より実施	
6	360700	36_電気の動力・熱等への変換の合理化に関する措置	印刷棟・本館作業室 高効率照明器具導入	2013年度	高効率照明器具へ更新
7	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	事務室系空調設備更新	2013年度	パッケージ空調機をエアハンドリングユニットに変更
8	330200	33_加熱及び冷却並びに伝熱の合理化に関する措置	空調動力盤更新(インバータ化)	2013年度	空調動力盤を更新（インバータ化）
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

8 事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

当工場では、次の事項を重点的に取組んだことにより省エネルギーや地球環境に対する意識の向上が図られた。

- 1 環境設備投資（設備投資）による省エネルギー対策の実施
 - ・「本館冷水ポンプのインバータ化」、「フォークリフトの電動化」を行なったことにより温室効果ガスの削減ができた。今後も温室効果ガスの削減に向けた施策を立てて計画的に実施する。
- 2 環境マネジメントシステムによる運用管理の実施
 - ・電気使用量、ガス使用量、水道使用量は共に精緻に管理し、省エネ活動により使用量削減に努めている。
- 3 職員等の環境保全に対する自主的な活動の推進と意識の向上を図るための環境教育の実施
 - ・環境ニュースの寄稿や地域美化運動や部外環境研修の参加、職員等の環境意識向上に取り組んでいる。

9 自動車に係る地球温暖化の対策

(1) 自動車を自ら使用する場合の地球温暖化の対策

対策内容	①エコドライブの実践（アイドリング・ストップの徹底、空ぶかし、急発進・急加速運転等の削減） ②日々の始業時点検・帰社時点検の実施。 ③運転日報の作成・集計。 ④適正な点検整備による燃費の維持（エア・クリーナー、タイヤ空気圧等の定期的な点検・整備）
------	--

(2) 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

ア 基本方針

基本方針	物品等を納入する事業者及び公共工事の請負業者等に対して、エコドライブの励行を求める。
------	--

イ 他者の自動車を利用する場合の地球温暖化の対策

		取組状況			
		実施中	今後実施	検討中	実施しない 該当しない
<input checked="" type="checkbox"/> 自らの貨物等の搬入のため他者の自動車を利用しているとき。 <input type="checkbox"/> 施設利用者等の貨物等の搬入等のため指定地球温暖化対策事業者以外の者の自動車を利用しているとき。					
低公害・低燃費車等の利用割合の向上	低公害・低燃費車の利用割合の向上				
	当事業所に納品する際は、低燃費・低公害車を使用することを条件として、契約することとする。		○		
	環境負荷の大きな自動車の利用抑制				
	当事業所に納品する際は、東京都適合車ステッカーを貼付した車両を使用することを条件として、契約することとする。		○		
物流効率化の推進による交通量の抑制	製品の複数移送を図ることとする。	○			
エコドライブの推進	メーカー及び生産者に対しては、グリーンエコプロジェクトに参加する運送事業者を使用することを条件として、契約することとする。		○		
体制の整備	物流効率化に係る社員研修を実施し、効率的な移送のための在庫管理のあり方などを徹底することとする。		○		
貨物輸送以外の自動車交通量対策	公共交通機関の使用による来場を依頼している。	○			
事業所に搬入される貨物等1トンキロ当たりの二酸化炭素（CO ₂ ）排出量		k g / t ・ k m			